

岩国都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

《目 次》

1. 都市計画の目標	1
1-1. 基本的事項	1
1-2. 都市づくりの基本理念	2
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	4
2-1. 区域区分の決定の有無	4
2-2. 区域区分の方針	4
3. 主要な都市計画の決定の方針	6
3-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	6
3-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	10
3-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	18
3-4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針	19
3-5. 景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針	23
3-6. 都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針	24
参考資料	25

令和2年(2020年)12月

山口県土木建築部都市計画課

1. 都市計画の目標

1-1. 基本的事項

(1) 目標年次

本計画の策定に当たり、「都市計画の目標」、「主要な都市計画の決定の方針」については、おおむね 20 年後となる令和 22 年(2040 年)を想定し、「区域区分*」については、おおむね 10 年後となる令和 12 年(2030 年)を想定する。

(2) 都市計画区域の範囲及び規模

本区域の範囲及び規模は、次のとおりである。

【都市計画区域の範囲及び規模】

区 分	市町名	範 囲	規 模	備 考
岩 国 都市計画区域	岩国市	行政区域の一部	7,903 ha	
	和木町	行政区域全域	1,058 ha	
	合 計		8,961 ha	

※ 「都市計画現況調査*」による平成 29 年(2017 年)3 月 31 日現在の値

(3) 目標年次におけるおおむねの人口規模（推計値）

岩国市及び和木町の人口規模は、次のとおりである。

【目標年次におけるおおむねの人口規模】

区 分	平成 27 年 (2015 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 22 年 (2040 年)
岩国都市計画区域	97,430 人	—	—
岩国南都市計画区域	31,875 人	—	—
都市計画区域外	13,737 人	—	—
合 計	143,042 人	119,331 人	102,774 人

※平成 27 年(2015 年)数値は、平成 27 年(2015 年)国勢調査を基に山口県土木建築部都市計画課が推計

※令和 12 年(2030 年)及び令和 22 年(2040 年)数値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計（「日本の市区町村別将来推計人口」（平成 30 年(2018 年)3 月推計)）

「*」が付いている用語は用語解説に説明を掲載しています。

1-2. 都市づくりの基本理念

岩国都市計画区域は、広島県と隣接する山口県の東部に位置し、岩国市と和木町の1市1町で構成されている。

本区域は、錦帯橋に象徴される名勝・史跡等に恵まれた観光のまち、瀬戸内海臨海工業地帯の一翼を担う工業のまち、基地のあるまちなど様々な顔をもっており、岩国広域都市圏の中核を担う重要な区域でもある。

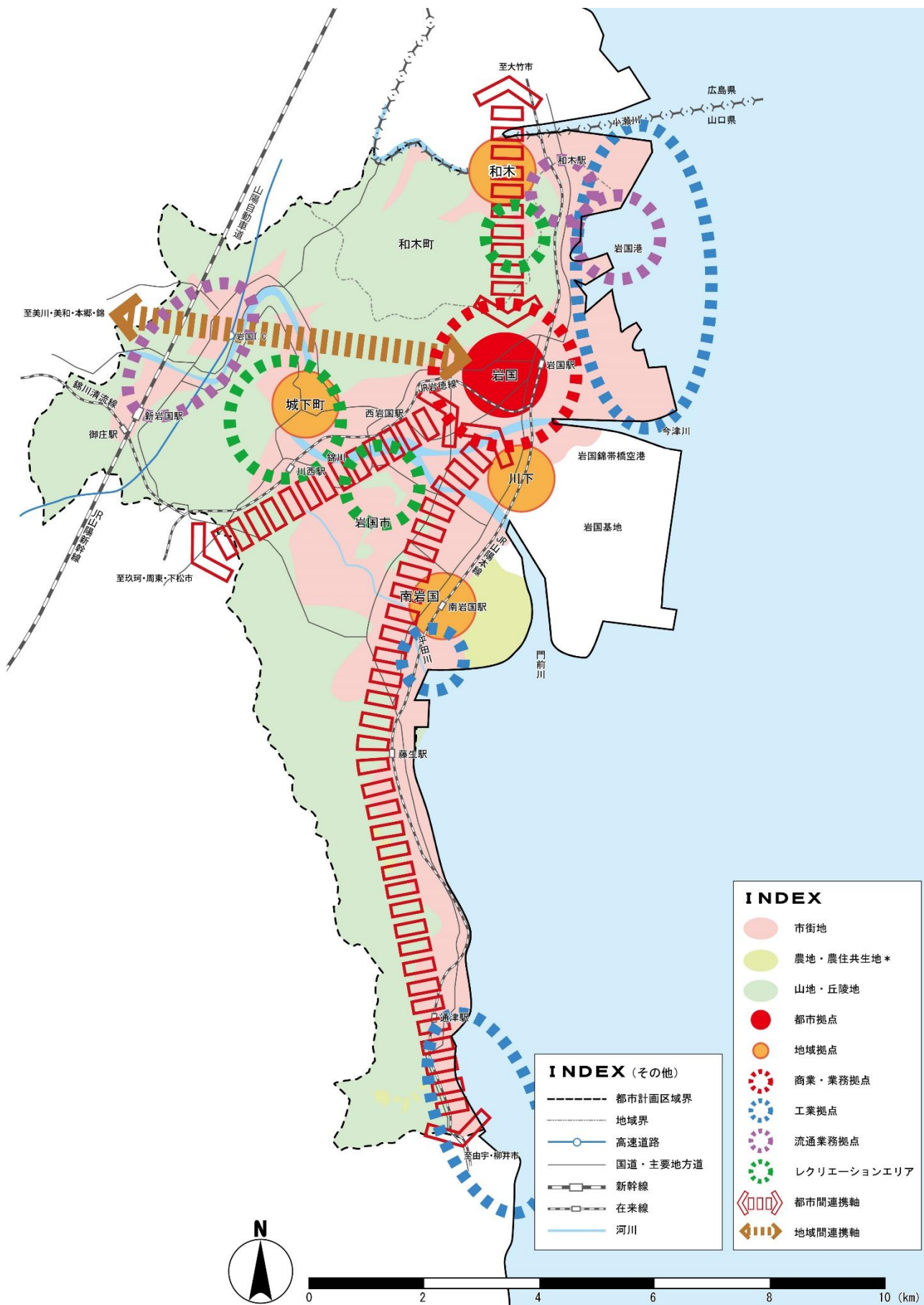
また、岩国港、新岩国駅、岩国錦帯橋空港、山陽自動車道岩国インターチェンジ等の広域交通*基盤が整備される山口県東部の交通の要衝地でもある。

このような地域特性の優れた面を積極的に活かした都市づくりを推進するため、以下のように基本理念を設定する。

県域を越えた連携による、新たな魅力を創り出す交流都市づくり

- 自然・歴史などの郷土資源を活かした魅力ある都市空間の創出を図り、山口県東部の玄関口にふさわしく、人と環境に優しい都市づくりを進める。
- まちなみの個性を活かした中心市街地の活性化を図るとともに、都市内に蓄積された都市基盤施設*を活用することで、中心市街地の再構築を行う。また、立地適正化計画*を活用することで都市機能*等を誘導し、中心市街地の拠点性を高め、公共交通や徒歩による円滑な移動が可能な集約型の都市*づくりを進める。
- ユニバーサルデザイン*に配慮することで誰もが暮らしやすい都市環境を整えるとともに、洪水・土砂災害・地震等に対応した災害に強い都市づくりを進める。
- 広域的な交流を支える都市ネットワーク*の形成を図り、山口県東部の拠点都市として、周辺市町と連携しながら、人・物・情報が交流する活力ある都市づくりを進める。
- 住民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら、エリアマネジメント*の推進等、協働して地域特性を活かした個性豊かな都市づくりを進める。

■ 岩国都市計画区域の将来都市構造



2. 区域区分*の決定の有無及び区域区分*を定める際の方針

2-1. 区域区分*の決定の有無

本都市計画区域に区域区分*を定める。

【区域区分*を定めるとした理由】

本区域の開発圧力*はそれほど強くないが、人口10万人弱を要する拠点都市であり、産業は一定の規模を保っていることから、市街地への効率的な都市施設*の整備及び田園部や丘陵部における自然的環境の保全を行う必要があるため、区域区分*を継続して定める。

2-2. 区域区分の方針

(1) おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

【おおむねの人口】

区 分		年 次	平成 27 年 (2015 年)	令和 12 年 (2030 年)
		都市計画区域内人口		97 千人
市街化区域*内人口		94 千人	おおむね 80 千人	

※ 平成 27 年(2015 年)国勢調査を基に山口県土木建築部都市計画課が推計

(2) 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

【おおむねの産業規模】

区 分		年 次	平成 27 年 (2015 年)	令和 12 年 (2030 年)
		生産規模	工業出荷額	
商品販売額			2,062 億円	986 億円
就業構造	第 1 次産業		1 千人 (2%)	1 千人 (3%)
	第 2 次産業		12 千人 (28%)	9 千人 (25%)
	第 3 次産業		30 千人 (70%)	26 千人 (72%)

※ 平成 27 年(2015 年)国勢調査、平成 28 年(2016 年)経済センサス活動調査を基に山口県土木建築部都市計画課が推計

(3) 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、令和12年(2030年)時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域*とすることとし、市街化区域*のおおむねの規模を次のとおり想定する。

人口減少、少子高齢化が進む中で、ゆとりとにぎわいのある都市環境を確保するため、市街化区域の適切な見直しを行いながら、現在の市街化区域*の規模を維持する。

なお、工業用地、流通業務地、交通施設用地等の規模の算定に当たっては、工業立地動向やその他の業務活動の規模を考慮し将来の適正な工業配置等を図れるよう、適切に設定する。

【市街化区域の規模】

	平成27年 (2015年)	令和12年 (2030年)
市街化区域面積	2,829 ha	おおむね 2,829 ha

※ 「都市計画現況調査*」による平成29年(2017年)3月31日現在の値に令和元年(2019年)9月に編入した面積を合計したもの(根拠は参考資料p.27~40に掲載)

3. 主要な都市計画の決定の方針

3-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

集約型の都市づくり*を進めるために、立地適正化計画*をはじめとする誘導策と、市街化区域*内の土地利用の促進及び市街化調整区域*での原則市街化の抑制を一体的に運用する。

(1) 主要用途の配置の方針

① 商業地・業務地

- ・ 交通結節点*となる岩国駅等を拠点として、広域的な交通の利便性を活かした商業・業務機能の集積を図るとともに、産業の振興や、医療、教育・文化等の高次都市機能*の立地誘導を進める。
- ・ 錦帯橋周辺の商業地については、観光の拠点としての特性を活かした魅力のある商業地の形成に努める。
- ・ 南岩国駅周辺及び和木町の中心部については、行政区域あるいは周辺地域の日常的な生活サービス機能等、一定の都市機能*の立地誘導を進める。
- ・ 国道2号及び国道188号などの幹線道路沿道等の商業地については、周辺の住宅地の環境に配慮した良好な市街地環境の維持・形成を図るとともに、生活利便性の向上を図る。

② 工業地

- ・ 岩国市装港、飯田、日の出、灘、通津地区及び和木町和木地区などの瀬戸内海臨海部の工業施設が集積している地区については、広域交通*の利便性を活かし、企業活動の基盤となる道路、港湾などの整備を促進し、今後とも多様な産業が展開できる基盤づくりを推進する。
- ・ 工業施設が集積している瀬戸内海臨海部の工業地については、道路、港湾等の基盤整備を進める。
- ・ 既存工業地については、防災面や環境面に配慮するとともに、市街地との間に緩衝緑地帯を設置するなど周辺環境の整備を推進し、安全な工業地の形成を図る。

③ 住宅地

- ・ 人口集中地区である既成市街地やその周辺市街地については、一定の人口密度を維持・確保するため、生活サービス機能の誘導とあわせて、公共交通の利便性の高い駅やバス停などの周辺への居住の誘導を推進する。
- ・ 相当規模の宅地開発が行われる区域については、地区計画*、緑地協定*、建築協定*等を活用し、良好な住環境の保全・形成に努める。
- ・ 老朽化した木造建築物や細街路からなる密集した市街地では、建築物の耐震化、住宅の建替え促進や生活道路の整備など住環境の改善を進めるとともに、空き家・空き地の利活用を促進し、既成市街地*の再生によるまちなか居住を推進する。
- ・ 開発の進む地区においては、民間の宅地開発への適切な指導を行い、秩序とうるおいある住宅地の形成を促進する。
- ・ 防災・防犯上の安全性確保や良好な景観の保持・形成が求められることから、空家等対

策計画*の活用などにより都市のスポンジ化*対策を推進する。

④ 流通業務地

- ・ 岩国市御庄・藤河地区に位置する新岩国駅及び山陽自動車道岩国インターチェンジ周辺については、広域交通*の利便性を活かした流通業務施設等の集積を図る。
- ・ 岩国港周辺地区、山陽自動車道岩国インターチェンジの周辺地区を流通業務地として位置づけ、機能の強化に努める。
- ・ 岩国港においては、ターミナル機能*の強化を図り、臨海部のスムーズな物流輸送等を推進する。また、岩国錦帯橋空港周辺の交通基盤の整備等、物流拠点としての整備を推進する。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

- ・ 岩国市や和木町の中心部の商業地・業務地については、建築物の中高層化による高密度を中心とした土地利用を図る。
- ・ 工業地及び流通業務地については、緩衝緑地帯の設置など周辺環境の整備を推進しながら、低密度を中心とした土地利用を図る。
- ・ 岩国市平田、牛野谷、灘地区などの周辺住宅地については、低層住宅を主体に低密度を中心とした土地利用を図り、各地域の特性に応じたゆとりのある良好な居住環境の確保に努める。

(3) 市街地における住宅建設の方針

- ・ 安全性と快適性、利便性を備えた質の高い宅地・住宅地を供給するため、市街地開発事業等による面的整備の検討、空き家・空き地の利活用の促進等、それぞれの地域の特性に応じた住宅の建設を図る。

(4) 土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

- ・ 中心市街地の再構築を図るため、本区域の中心部となっている岩国市麻里布・今津・昭和町・元町地区については、立地適正化計画*をはじめとする誘導策により、商業・業務、文化、情報等高次都市機能*の集積に努めるとともに、岩国駅のターミナル機能*の強化を軸として、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る。

② 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・ 居住環境の改善又は維持が必要な地域については、建物の耐震化や住宅の建替えの促進、生活道路の整備などの住環境の改善、及び、都市のスポンジ化*対策を進めることで、既成市街地*の再生によるまちなか居住を推進する。
- ・ 地区計画*や緑地協定*、建築協定*等を活用し、地域の特性に応じた良好な住環境の形成に努める。
- ・ 騒音等の著しい交通施設等の周辺については、公害の防止を図るため、緑地帯の設置や適正な土地利用の誘導を図る。

③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・ 市街地内の社寺境内林、河川沿いの緑地や農地等は、都市にうるおいを与え、住民の憩いの場としても貴重な空間であることから、その保全・活用を図る。
- ・ 歴史的景観や良好な自然景観を残す錦帯橋周辺地区等、地域を特徴づける景観を有する地区については、その景観の保全を図る。特に、名勝錦帯橋を中心とした一体的な景勝の形成に配慮し、自然環境と都市環境の調和を図り、風致の維持に努める。

④ 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・ 岩国市尾津地区などに広がる、地域の特色となっているハス田などの農地は、食料の安定供給を図るための土地資源であるとともに、都市の貴重なオープンスペースであることから、原則として農業の振興と農地の保全・整備に努める。
- ・ 農村等の既存集落については、地域の活力やコミュニティ*を維持するため、地区計画*や集落地区計画*等の制度を活用するなどして、良好な営農等の条件や居住環境の確保に努める。

⑤ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 土砂災害から人命を守るため、土砂災害特別警戒区域*、地すべり防止区域*及び急傾斜地崩壊危険区域*等に指定された区域については、居住や都市機能を誘導する区域から原則除外するとともに、開発許可*制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅等の区域外への移転・誘導を図る。
- ・ 土砂災害警戒区域*に指定された区域や浸水想定区域*に位置する区域については、警戒避難体制の整備状況、災害を軽減するための施設の整備状況や整備見込み、及び想定される被害（浸水深等）を総合的に勘案し、居住や都市機能を誘導するとともに、既存住宅等の区域外への移転・誘導について検討するよう努める。

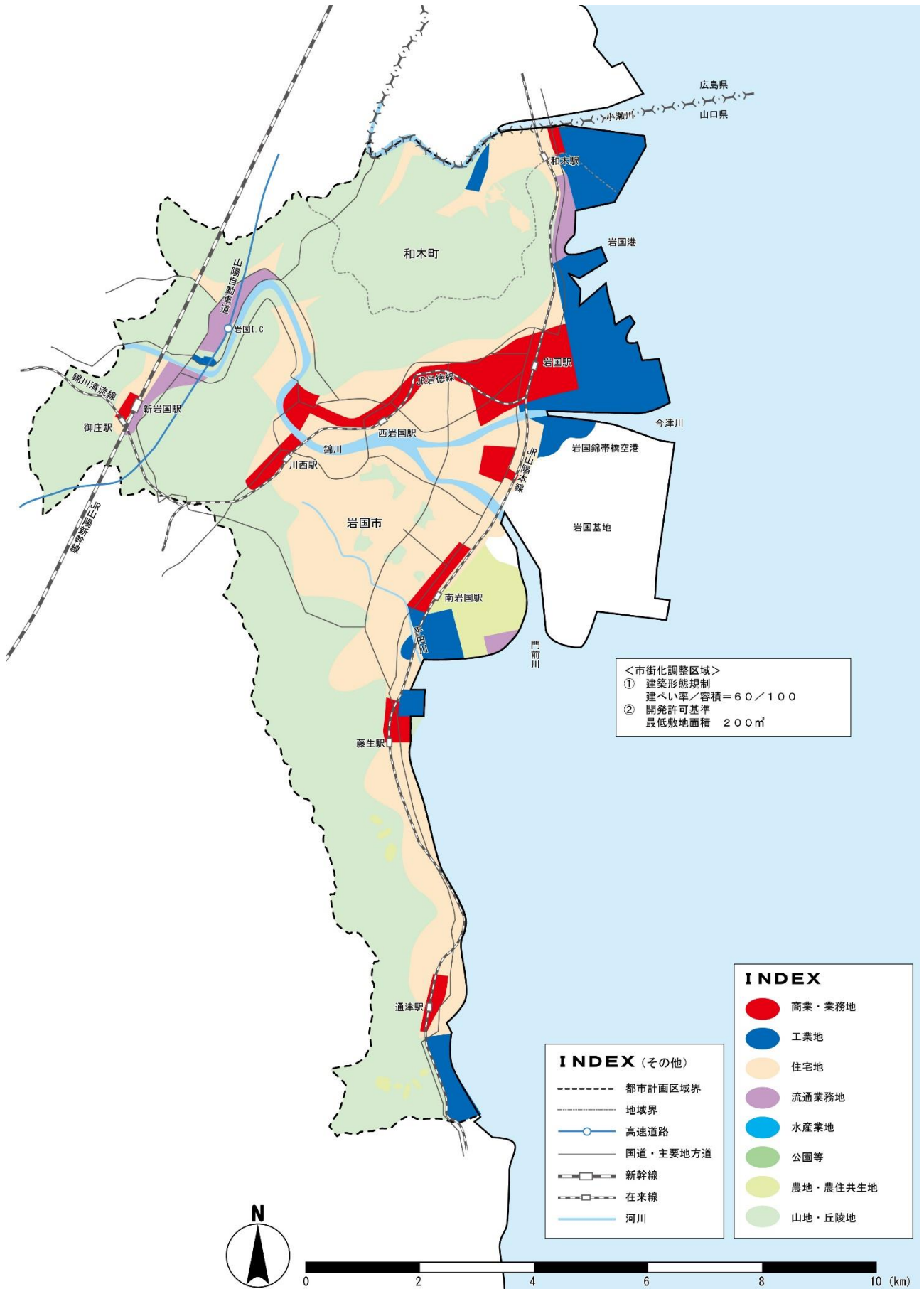
⑥ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・ 錦帯橋周辺及び吉香公園を含む城山一帯や、川下地区のクスノキ巨樹群等のある錦川沿いについては、豊かで美しい自然環境の保全に努めるとともに、自然と触れ合うことのできるふれあいの場の創出を図る。

⑦ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・ 立地適正化計画*を活用し、公共施設のみではなく住宅及び医療・福祉・商業等の民間の施設も対象としてその誘導を図る。
- ・ 市街化調整区域*においては、原則として開発を抑制する。なお、良好な居住環境の形成や地域の活性化等を図るべき地区については、田園環境や海岸、山地・丘陵などの自然的環境の保全を図るとともに、地区計画*等を活用し、必要最小限の範囲で計画的な土地利用を行う。
- ・ 岩国市景観計画*等に基づき、貴重な自然環境と調和した景観形成を図る。

■土地利用及び市街地整備に関する方針



3-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

1) 交通体系の整備の方針

- ・ 広域交流を通じた地域活性化を図るため、既存の高速交通体系*を活かすとともに、広島県、島根県や隣接する広域都市圏等との連携を促進する総合的な広域交通*ネットワーク*の充実・強化に努める。
- ・ 市街地内の交通を円滑に処理し、より安全で快適な生活を実現するため、幹線道路ネットワークの構築や公共交通機関の利便性の向上を図る。
- ・ 既存の道路空間を自家用車から徒歩・自転車交通、公共交通等を重視した空間に再構築することに努め、道路空間の利活用による都市環境の改善を図る。
- ・ 都市機能*が集積している都市部と過疎化・高齢化が進む農山漁村地域においては、日常的な人やモノの交流や相互補完的な機能連携が図られるよう、交流を強化する交通体系の整備・充実を進める。
- ・ 高速交通網の利便性を向上させ、物流の円滑化を図るため、岩国港、新岩国駅、岩国錦帯橋空港、山陽自動車道岩国インターチェンジ等の広域交通*拠点へのアクセス道路の整備を促進する。
- ・ 長期にわたり未整備の都市計画道路については、県策定の都市計画道路の見直し基本方針等をもとに土地利用や拠点形成など地域整備の方向性を見直しとあわせて、その必要性や配置、構造等についての検証を行い、見直しの必要がある場合には都市計画の見直しを行う。
- ・ 気候変動等の環境問題や、自家用車による移動が困難な人々に対応するため、山陽新幹線及び山陽本線の利便性の向上、岩徳線及び錦川清流線の運行本数の維持・充実とともに、身近な交通手段であるバスネットワークの充実など公共交通の維持・充実を図る。
- ・ 公共交通の利用を促進するため、交通結節点*の機能強化を図るとともに、駅舎やバス停、歩道や自転車道など、交通施設のユニバーサルデザイン*に配慮した整備やパークアンドライド*、サイクルアンドライド*の普及を推進する。

2) 整備水準の目標

- ・ 山口県の道路整備や保全の基本的な方針を示す「やまぐち未来開拓ロードプラン*」に基づき、厳しい財政状況においても、元気な産業や活気ある地域の中で、人々がはつらつと暮らすことができるよう、重点的・計画的に道路の整備・保全を推進していく。

② 主要な施設の配置の方針

1) 道路

【広域幹線道路】

- ・ 広島方面との交流・連携の促進や区域内の円滑な交通流動の確保を図るため、地域高規格道路*の岩国大竹道路や岩国南バイパスを位置づける。
- ・ 広域的な道路として国道2号、国道188号、(都)藤生長野線(藤生長野バイパス)、県道岩国玖珂線(欽明路道路)を位置づける。

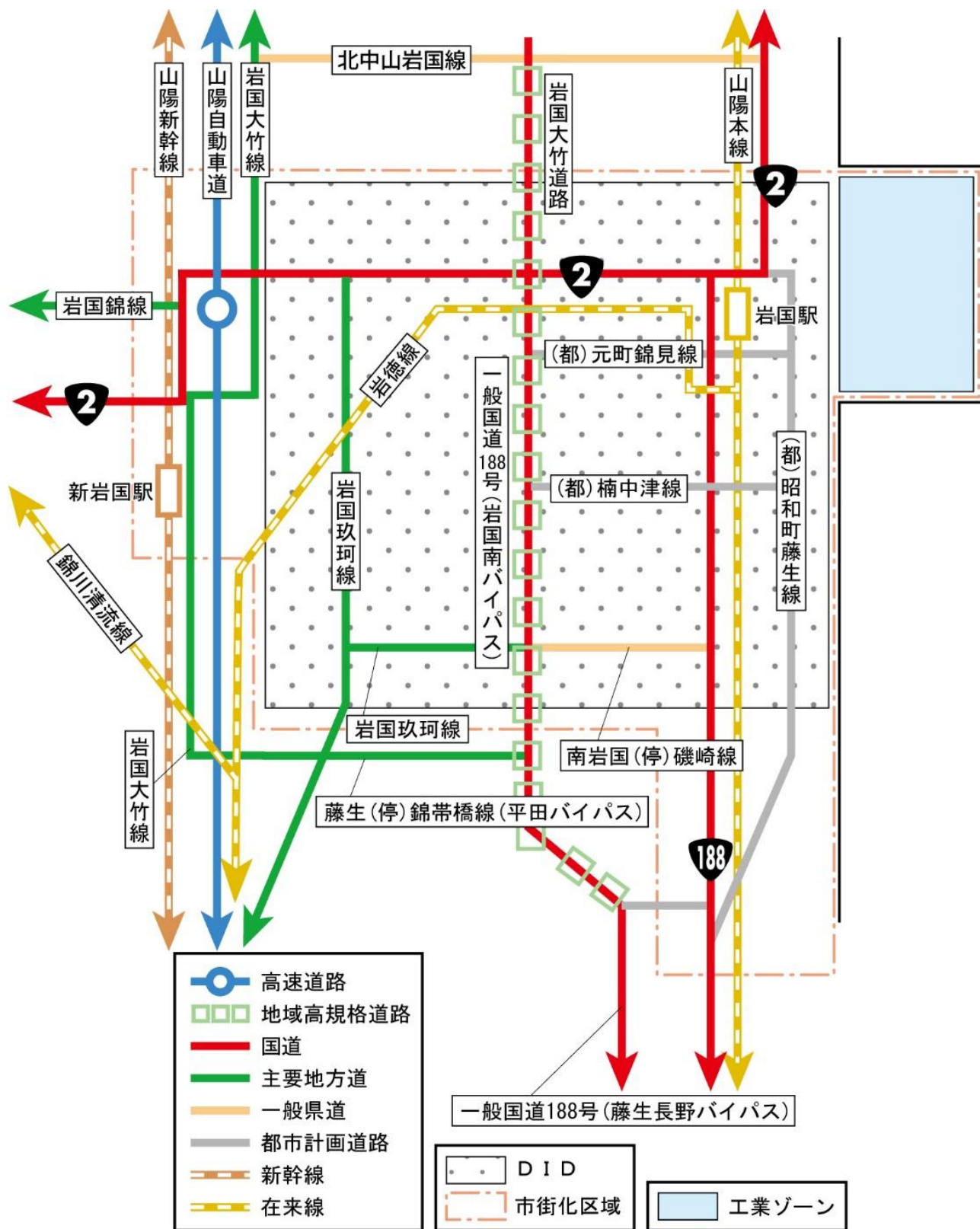
【地域幹線道路】

- ・ 周辺地域との連携を促進する道路として県道岩国大竹線、県道岩国錦線を位置づける。
- ・ 山陽自動車道岩国インターチェンジや新岩国駅等の広域交通*拠点との連携を強化するために、環状道路の一部にもなっている県道岩国大竹線(森ヶ原バイパス)、県道藤生停車場錦帯橋線(平田バイパス)、県道北中山岩国線を位置づける。

【都市内骨格道路】

- ・ 岩国駅周辺の中心市街地及びその南側市街地部と錦帯橋東側の市街地部との連絡性確保による一体化した市街地形成のために、国道188号、(都)元町錦見線、(都)昭和町藤生線、(都)楠中津線などを位置づける。
- ・ 錦川(門前川)以南においては市街地が分散しているため、各市街地間の連絡性を高める道路として国道188号、県道藤生停車場綿帯橋線(平田バイパス)を位置づける。

■主要道路の配置の方針



2) 公共交通

- ・ 公共交通における広域交通*拠点として、岩国駅及び新岩国駅を位置づけ、新幹線、在来線等の鉄道間の乗り継ぎ及び他の交通機関との結節機能を強化する。特に、岩国駅付近では、ターミナル機能*の強化を軸として周辺を中心市街地も含めた一体の整備を図る。
- ・ 山陽本線の利便性の向上、岩徳線や錦川清流線の運行回数の維持・充実による利用促進を図るとともに、バスネットワーク*やコミュニティ交通*の維持・充実などにより、公共交通機関の充実を図るとともに、施設のユニバーサルデザイン*化など、利用環境の改善に努める。
- ・ 中山間地域や離島などの公共交通不便地域*における移動手段を確保するため、コミュニティ交通*や離島航路の維持を図る。
- ・ 立地適正化計画*を活用し、住宅及び医療、福祉、商業、その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した公共交通に関する施策を講じる。

3) 空港

- ・ 岩国錦帯橋空港を中心に、物流拠点や新産業の集積を誘導し、流通業務機能の導入を図る。また、アクセス機能*の確保を図るとともに、周辺環境の整備を進める。

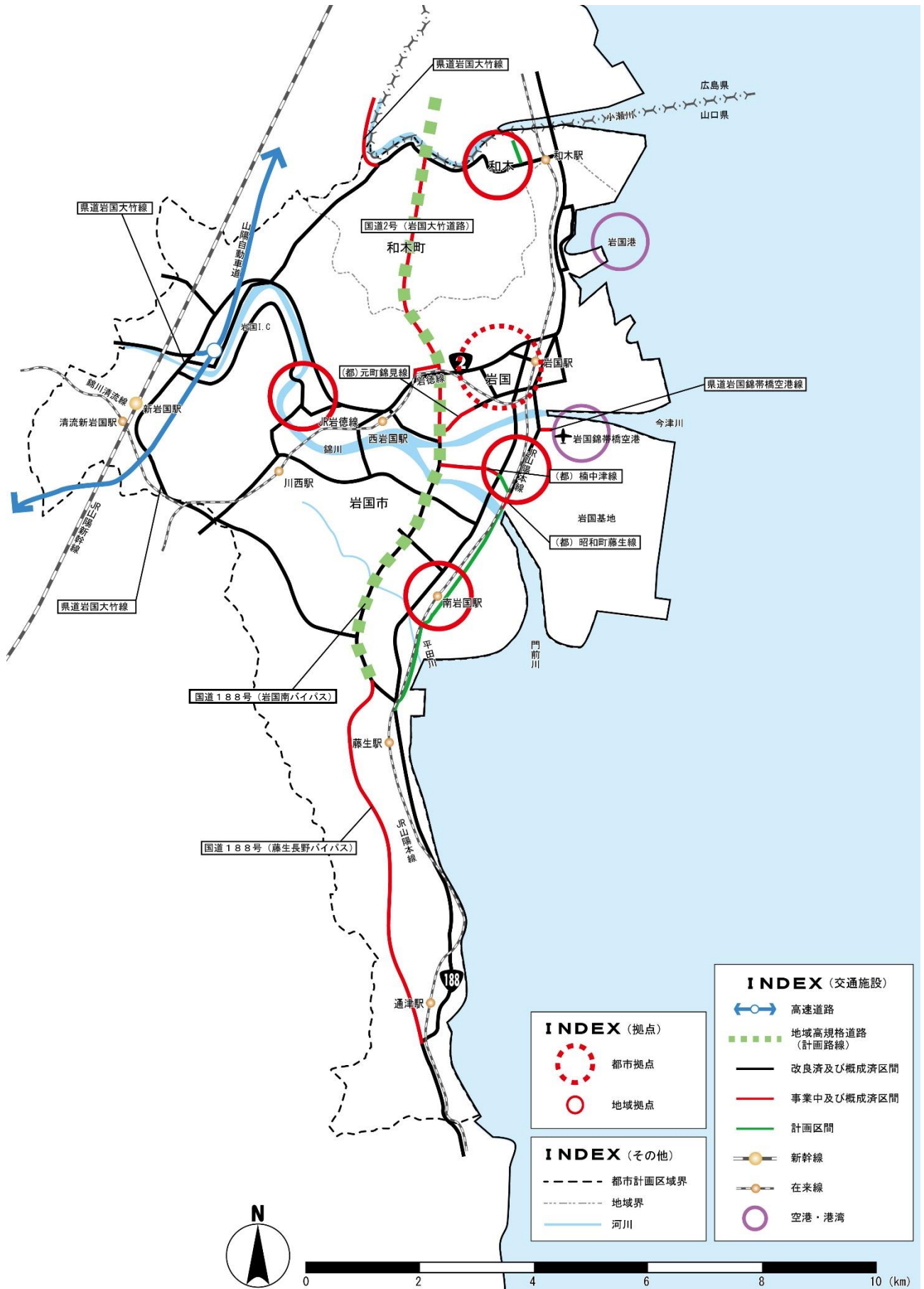
4) 駐車場

- ・ 駅や港、空港などの交通結節点や錦帯橋周辺などの観光拠点などにおいて、今後の市街地整備や観光振興の動向などから民間駐車場との整合性を図るとともに、需要に見合った駐車場の整備を進める。

5) その他

- ・ 本広域都市圏の産業、経済進展の基盤となっている岩国港は、物流需要の増大、船舶の大型化、円滑な交通の確保等に対応するため、岸壁の改良や臨港道路の整備など、港湾機能の強化を進める。

■ (参考) 主要道路の整備状況



(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 基本方針

1) 下水道及び河川の整備の方針

i) 下水道

- ・ 健康で快適な生活環境の確保や河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道、農山漁村地域における集落排水、合併浄化槽等、地域の実情を踏まえた汚水処理施設の整備を促進する。
- ・ 近年頻発する局地的な集中豪雨等による浸水被害を軽減するため、公共下水道等の雨水排水施設の整備・充実を促進する。
- ・ 老朽化の進む下水道施設については、事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化のため、健全度に関する点検・調査を実施し、修繕・改築を計画的に進めるとともに耐震性の向上を図る。

ii) 河川

- ・ 多様で生態系に優しい流れの保全・創出等の自然豊かな川づくり、水量の確保や水質の保全と改善等の豊かで清らかな流れの川づくり、洪水等に対して安全で安心できる川づくり、周囲の景観と調和した親水空間等地域の人に愛され親しまれる川づくりを図る。
- ・ 治水機能を確保するための維持管理や整備に努めるとともに、洪水被害の軽減策として、雨量、水位等の水文情報の伝達やハザードマップ*の公表等により、住民に自主的かつ的確な避難を促すなど、住民の危機管理意識の高揚に努める。

2) 整備水準の目標

- ・ 下水道については、「山口県汚水処理施設整備構想*」のアクションプランに基づき、汚水処理施設整備の計画的かつ効率的な事業の実施を図る。また、雨水排水については、浸水被害を軽減し、都市機能を確保するため、計画的な事業の進捗を図る。
- ・ 河川については、「やまぐちの川ビジョン*」を反映させた河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、事業の進捗を図る。

② 主要な施設の配置の方針

1) 下水道

- ・ 公共下水道は、既成市街地*を優先的に整備し、周辺市街地及び新市街地についても計画的な整備促進に努め、良好な生活環境の確保と水域の水質保全を図る。
- ・ 処理区域内の雨水・汚水対策に伴う処理場、ポンプ場や管きよの整備に努める。

2) 河川

- ・ 本区域を流れる河川については、人々の生活の安全及び生活環境の保全を図るため、洪水防止対策と周辺の環境に配慮し、計画的に改修・整備を進める。
- ・ 河川は、都市の重要なオープンスペース*であることから、人々が気軽に水辺へ近づき、親しむことのできる河川空間の創出に努める。

(3) その他の都市施設*の都市計画の決定の方針

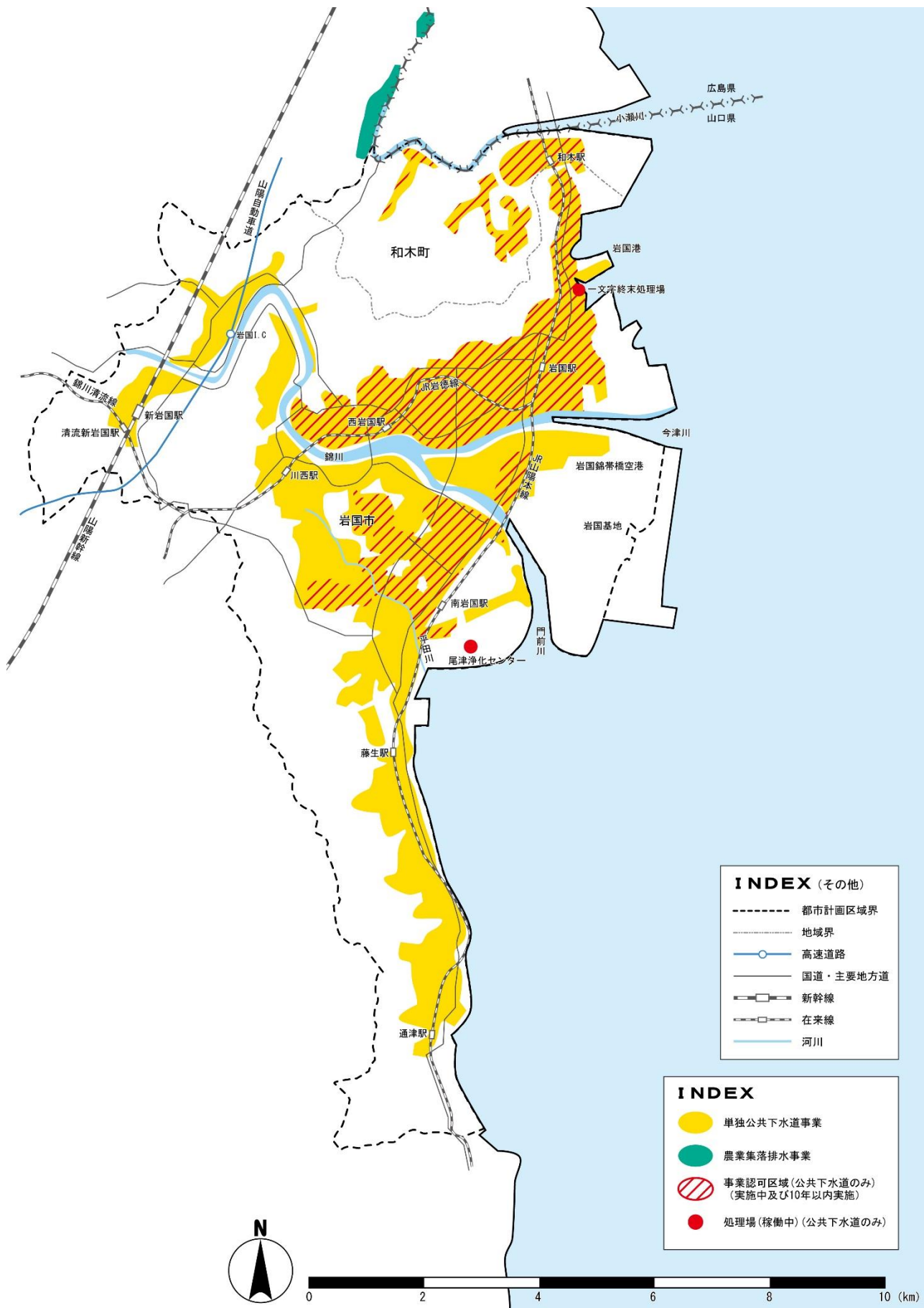
① 基本方針

- ・ 圏域全体の良好な環境を確保するため、廃棄物処理施設等の適正な整備や、共同化による広域的な処理体制の充実を図るとともに、循環型社会*構築のため、リサイクル施設の整備等により廃棄物の再資源化を促進する。
- ・ 子供からお年寄りまで全ての人々が安心して日常生活や社会活動ができる都市づくりを推進するため、公共建築物、公園などの公共空間のユニバーサルデザイン化を図る。

② 主要な施設の配置の方針

- ・ 廃棄物処理法の規定に基づき策定される各市町の一般廃棄物処理計画及び「山口県循環型社会形成基本計画*」に従い、施設の適正配置を行う。
- ・ 可燃ごみについては、サンライズクリーンセンター（岩国市日の出町）において広域的な処理を継続して行う。
- ・ 不燃ごみについては、岩国市リサイクルプラザで再資源化に努める。
- ・ し尿については、引き続き岩国市みすみクリーンセンターで行い、その適正な処理に努める。

■下水道の整備の方針



3-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

- ・ 道路、下水道、公園等の都市施設の整備を推進するとともに、地域の特性に応じた魅力ある市街地の形成を図るため、市街地開発事業*等の面整備や地区計画の策定等により、良好な居住環境を備えた都市づくりの推進に努める。
- ・ 岩国市の中心市街地については、山口県東部の中核都市*の中心部としてより一層の活性化を図るため、「中心市街地活性化事業*」を軸に高次都市機能*の誘導や秩序ある都市施設の整備に努め、まちなか居住の推進等によるにぎわいと活気のあるまちづくりを進める。
- ・ 川下地区については「川下地区まちづくり整備計画」に基づき、道路、公園等の基盤整備を推進し、良好な住環境の形成や防災性の向上を図る。
- ・ 南岩国地区では、バス路線の充実や南岩国駅の機能強化を行うとともに、地域住民との協働により、道路、公園などの基盤整備の在り方を検討し、良好な市街地整備を進める。
- ・ 愛宕山地区では、岩国医療センターやいわくに消防防災センター、防災機能を備えた多目的広場を活用し、市民の安心・安全を担うとともに、憩い・交流の場を創出する医療・防災交流拠点の形成を図る。
- ・ 黒磯地区の岩国医療センター跡地では、「誰もが支えあう地域支援と交流のまち」の実現に向け、福祉・交流拠点のまちづくりを目指し、周辺地域の住環境や自然環境等に配慮した適切な土地利用の誘導を図る。
- ・ 歴史的景観や良好な自然環境が残されている錦帯橋周辺地区等では、岩国市景観条例・風致条例等に基づき、地域の特性を活かしたまちづくりを促進する。
- ・ 長期間にわたり事業が行われていない市街地開発事業*については、都市の将来像を踏まえ、当該地区の整備の必要性について地域住民とともに十分検討を行った上で、事業の見直しを図る。

3-4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

- ・ 日常生活に密接に関連する生活環境の保全や良好な景観の形成、レクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、緑の基本計画等に基づいた公園・緑地の計画的な整備や更新等により、適切な維持管理を行う。
- ・ 長期にわたり未整備の都市計画公園については、その必要性や機能、規模等についての検証を行い、見直しの必要がある場合には都市計画の見直しを行う。

② 主要な緑地の配置の方針

緑地の配置計画に当たっては、主として緑地の存在機能に着目した環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統の4つの系統ごとに緑地の均衡ある配置を図る。

1) 環境保全系統

- ・ 都市の骨格や良好な生態系を形成している山地、丘陵地や樹林地、錦川や小瀬川等の河川沿いの緑地を保全・創出する。
- ・ 快適な都市環境の形成を図るため、都市生活に密着した市街地内及び周辺地域の都市公園等の整備を推進する。
- ・ 都市や地区を特色づけ、歴史風土を感じさせる史跡等と一体となった樹林地を保全整備する。特に、歴史的遺産を擁する城山を中心とした地区は、錦川と一体的に保全整備する。
- ・ 外縁緑地の形成に努める。
- ・ 都市の気象緩和の役割がある市街地を取り囲む山地や海、市街地内の緑、「風のみち」となる道路や河川等の連続した緑については、都市の生活環境をより快適にする緑として保全・創出する。
- ・ 渡り鳥等の飛来地である錦川河口付近の保全を図る。

2) レクリエーション系統

- ・ 広域的なスポーツやレクリエーションの場となっている吉香公園、岩国運動公園、蜂ヶ峯総合公園の整備・充実を図る。
- ・ 住民の身近な憩いや遊び場として、また休息や運動等の場として利用できる住区基幹公園や都市基幹公園等の都市公園等を人口や土地利用の動向及び都市施設の配置を勘案して適切に配置する。
- ・ レクリエーション利用効果を高めるため、公園等を連結する緑道の設置、河川沿い緑地の活用等により、有機的な緑地の配置を図る。
- ・ 老朽化の進む公園施設については、安全確保及びライフサイクルコスト*の削減のため、長寿命化計画に基づき老朽施設の更新や予防保全型の管理を実施する。

3) 防災系統

- ・ 災害時の防災拠点としての役割を果たす緑地として、公園・緑地の整備・維持管理を進める。

- ・ 大規模災害時の防災体制の確保のため、医療・防災拠点として、岩国医療センターやいわくに消防防災センターと連携し、愛宕山多目的広場を活用する。また、災害時のヘリコプターの燃料、装備、物資の補給等を行う救助活動拠点として蜂ヶ峯防災広場を活用する。
- ・ 洪水や高潮・津波、土砂災害などに加え、地震時等における防災機能の確保のため、地域防災計画*に基づいた避難地及び避難路となる緑地を計画する。
- ・ 洪水や高潮・津波による浸水や、地滑り、斜面崩壊、土石流などの土砂災害のおそれが高い地域に存する緑地については、災害の防止を図るため、保全に努める

4) 景観構成系統

- ・ 都市を特徴づける景観を形成している市街地背後の丘陵地や樹林地を保全する。
- ・ 都市にうるおいをもたらしている錦川、小瀬川等の河川空間については、地域を代表するすぐれた景観を形成するものとして保全・創出を図る。
- ・ 街路樹の植栽等による都市施設等の緑化を進め、都市景観の向上を図る。
- ・ 郷土景観を構成し、ランドマーク*ともなる緑地として市街地内に点在する史跡、名勝及び神社仏閣と一体的な樹林地を保全する。

③ 個別の都市計画の決定の方針

1) 都市計画公園・緑地等の配置の方針

本区域における都市計画公園・緑地等の配置の方針は次表のとおりである。全ての利用者がスポーツ・レクリエーションを通じて健康体力づくりを行うことができるように、地域の人々の健全な心身の発達に資する施設を整備するとともに、高齢者や障害者の利用に配慮した計画上の工夫により、地域社会のニーズに対応した特色ある整備を進める。

【都市計画公園・緑地等の配置の方針】

公園緑地等の種別		配置の方針
住区基幹公園*		利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備を推進する。
都市基幹公園*	総合公園	吉香公園については、地域の歴史文化とのふれあいの拠点として、整備充実に努める。 蜂ヶ峯総合公園については、人々が憩い、多目的に利用できる公園として整備充実に努める。
	運動公園	岩国運動公園については、身近な健康運動の拠点として整備充実に努める。
その他の公園・緑地		愛宕山地区に整備される多目的広場については、防災拠点として整備充実に努める。 錦川、小瀬川については、豊かで美しい自然や歴史的なまちなみ等との調和を図りながら、保全・創出に努める。

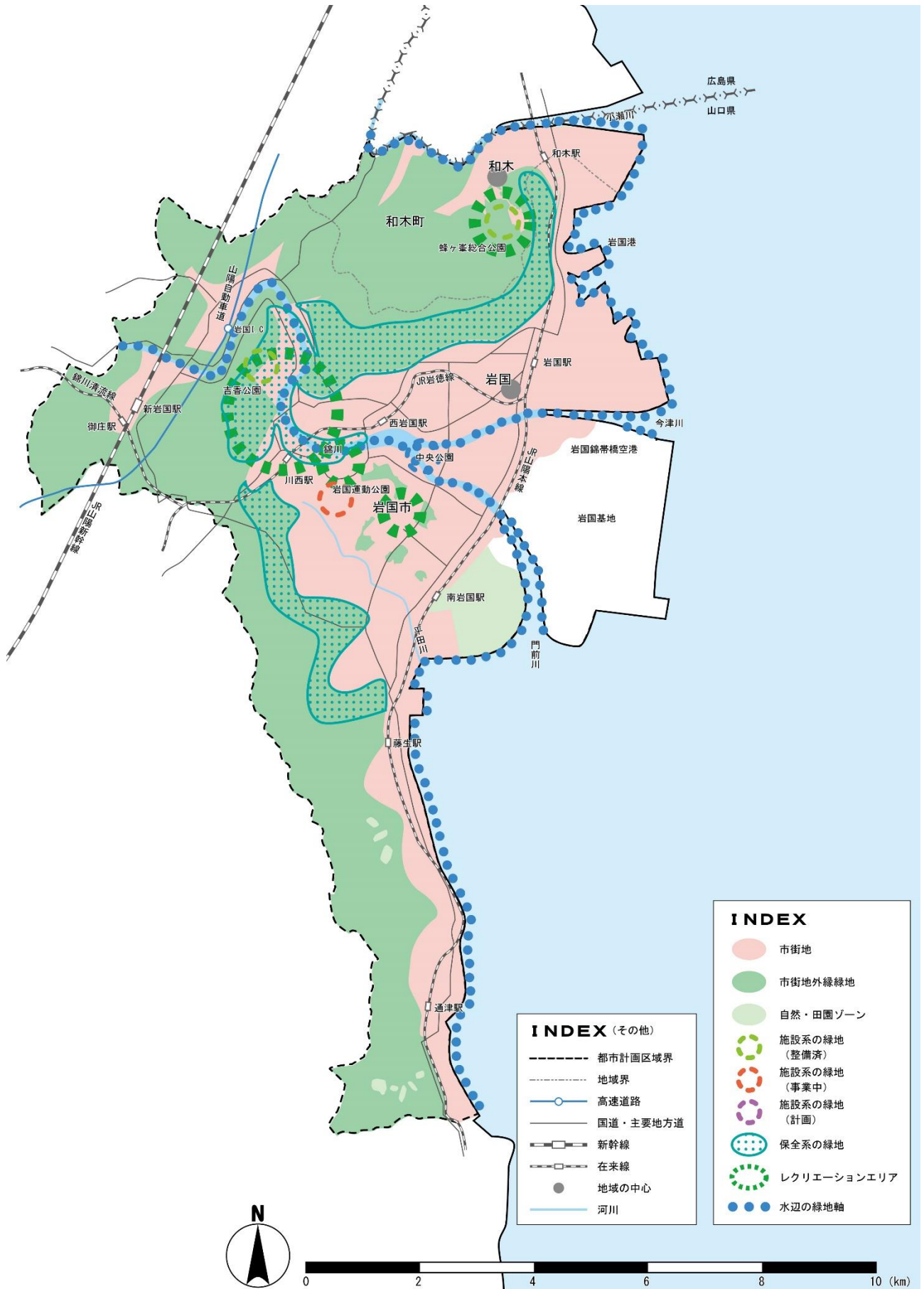
2) 特別緑地保全地区*等の指定の方針

本区域における特別緑地保全地区*等の指定の方針は、次表のとおりとする。

【特別緑地保全地区*等の指定の方針】

地区の種別	指定方針
特別緑地保全地区*	良好な自然環境を有する地区については、特別緑地保全地区*等の指定を検討する。
風致地区*	市街地に接し、地域の緑地軸を形成する樹林地等は、良好な自然的景観の維持に必要な緑地として指定を検討する。

■ 自然的環境の整備・保全に関する方針



3-5. 景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

- ・ 「山口県景観形成基本方針*」及び市の景観計画*に基づき、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担しながら美しい景観を守り、育て、快適なまちづくりを推進する。
- ・ 本区域の自然景観の骨格を成している市街地の周りを取り囲む山並みや海、河川等の自然景観や歴史的・文化的なまちなみの保全、市街地内の緑化の推進と併せて、まちなみ景観に配慮した建築物や公共施設の形成を図る。
- ・ 誰もが身近な景観に関心を持てるように、地域景観ワークショップ*やセミナー*などによる景観への意識を啓発するとともに、それを支える、山口県景観アドバイザー*や山口県景観サポーター*を育成し、活用する。

② 主要な景観の保全と創出の方針

- ・ 岩国市の中心市街地については、商業・業務の場として、にぎわいのある魅力的な景観の創出とともに、ゆとりある歩行空間の創出など快適性に富んだ景観形成を図る。
- ・ 歴史的な景観や良好な自然環境が残されている錦帯橋周辺地区等では、防災面に配慮するとともに、岩国市景観条例等に基づき、地域の特性を活かしたうまいのある歴史的なまちなみの保全・形成等、美しい魅力あるまちづくりを促進する。
- ・ 錦帯橋周辺地区等では、地域における人々の生活・生業が育んできた固有の文化的景観の保存を図るとともに、整備・活用に向けた取組を進める。
- ・ 歴史的な町並みが残る地区については、景観計画をはじめとする各種制度の活用にも努める。
- ・ 国道2号及び国道188号等の幹線道路沿いで、大規模店舗や業務施設、集合住宅等が集積する地区では、周囲の景観と調和した緑豊かな都市空間・都市景観の形成を図る。
- ・ 市街地背後の山地・丘陵地は、市街地の骨格を形成する自然景観であり、都市を特徴づける貴重な景観として保全を図る。
- ・ 市街地における貴重なオープンスペース*となっている錦川、小瀬川などの地域を代表する河川の水辺空間については、周囲の景観と調和した潤いある水辺景観の形成を図る。
- ・ 道路や沿道の緑化、電線類の地中化等により、観光ネットワーク*の演出にも役立つ、地域の特性を活かした道路景観の形成に努める。
- ・ 身近な生活空間においても、地域住民の総意と自主性のもと、地域に根ざした居心地の良い景観が保全・創出できるよう努める。

3-6. 都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

- ・ 本区域の災害特性を考慮した土地利用の誘導等を行うとともに、避難場所や避難路、延焼防止帯となる公園や道路等の整備を促進するなど、災害に強いまちづくりに取り組む。
- ・ 近年頻発する局地的な集中豪雨や大型化する台風による洪水、高潮、土砂災害などに対し、被害の発生や拡大をできるだけ抑えることができるよう、災害リスクを踏まえた都市構造の実現を目指す。
- ・ 地震による建築物の倒壊や、火災・延焼による被害を抑えるため、「山口県耐震改修促進計画*」及び各市町の耐震改修促進計画に基づく建築物の耐震改修の促進を図るとともに、防火安全性の確保に努める。なお、地震・津波等については、様々な取組や検証に基づき、必要な都市構造等を検討する。
- ・ 防災拠点となる公共施設等の耐震化を図るとともに、業務継続計画（BCP）*を活用するなど、災害時の業務継続に努める。

② 主要な都市防災の方針

- ・ 災害を防除する河川管理施設や急傾斜地崩壊防止施設*、海岸保全施設*等の整備や適切な維持管理に併せ、土砂災害警戒区域*、津波災害警戒区域*、洪水及び高潮浸水想定区域*等については、各種ハザードマップ*等により、危険の周知や各種防災対策の実施、住民が参加した避難訓練の実施等を行う。
- ・ 木造住宅等が密集する地区については、建築物の耐震化や不燃化を促進する。
- ・ 岩国駅周辺の既成市街地*等の防災上危険な密集した市街地においては、建築物の耐震化やオープンスペースの確保などを進め、良好な市街地環境の整備を推進する。
- ・ 臨海工業地帯などの工業集積地周辺においては、コンビナートの事故などによる被害を軽減するため、緩衝緑地*帯等の整備に努める。
- ・ 瀬戸内海沿岸は、入り江、湾形の多い南向きの海岸であり、台風時の高潮被害などが発生しやすいため、これらの被害を軽減することを目的として海岸保全施設*等の整備を推進する。
- ・ 南海トラフ巨大地震等による被害に対しては、迅速な情報伝達などのソフト面*での対応を図る。
- ・ 住宅や不特定多数の者が集まる建築物、緊急輸送道路沿いの建築物等では、建築物の耐震化を促進する。
- ・ 市街地を流れる錦川の洪水ハザードマップ*など、洪水や高潮、津波、土砂災害、地震等の災害リスクを示す各種ハザードマップ*の周知や防災対応能力を高める防災訓練などにより、住民の防災意識を高め、災害発生時の被害の軽減を図る。